

令和7年度第1回

武蔵村山市特別職報酬等審議会会議資料

令和7年7月30日

特別職報酬等審議会

## 議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指定について

---

### 1 武蔵村山市特別職報酬等審議会会長の互選について

武蔵村山市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、次のとおり会長を互選する。

武蔵村山市特別職報酬等審議会会長

---

### 2 武蔵村山市特別職報酬等審議会会長職務代理者の指定について

武蔵村山市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、次のとおり会長職務代理者を指定する。

武蔵村山市特別職報酬等審議会会長職務代理者

---

○武蔵村山市特別職報酬等審議会条例 抜粋

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## 報告事項1 武蔵村山市特別職報酬等審議会委員について

---

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

#### 武蔵村山市特別職報酬等審議会委員名簿

(令和7年7月30日現在、五十音順)

区 分	氏 名	備 考
	石川 裕一	
	内野 均	
	大谷 恵美子	
	加藤 武	
	栗原 誠	
	指田 泰弘	
	的場 裕美	
	水谷 聖子	
	宮崎 正巳	
	山田 真輔	

任期は、令和7年7月30日から令和9年7月29日まで

## 報告事項2 武蔵村山市特別職報酬等審議会条例について

---

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

#### 武蔵村山市特別職報酬等審議会条例

〔昭和44年3月18日〕  
〔条例第7号〕

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬及び市長等常勤の特別職の職員の給料（以下「報酬等」という。）の額について審議するため、武蔵村山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。

#### (組織)

第3条 審議会は、武蔵村山市内の公共的団体等の代表者その他武蔵村山市民のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。

#### (会長)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 報告事項3 特別職の設置の根拠及び権限等について

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 市議会議員の設置の根拠及び権限について

##### (1) 設置の根拠

###### ア 地方自治法第17条

(普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙)

第17条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

###### イ 地方自治法第89条

(議会の設置)

第89条 普通地方公共団体に、その議事期間として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

##### (2) 権限

###### ア 議決権（地方自治法第96条）

議会の議決権は、議会の権限中最も基本的であり、本質的なものである。議決によって、当該普通地方公共団体としての意思が決定する。

###### イ 選挙権（地方自治法第97条）

普通地方公共団体の議会は、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

例：議長及び副議長の選挙、仮議長の選挙、選挙管理委員及び補充員の選挙

###### ウ 検査権、監査請求権（地方自治法第98条）

議会は、当該普通地方公共団体の事務執行状況についての検査及び監査委員に対する監査の請求を行うことができる。

エ 意見書提出権（地方自治法第99条）

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の取引に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

オ 調査権（地方自治法第100条及び100条の2）

普通地方公共団体の意思の決定機関である議会に対して、その職責を十分遂行できるよう当該普通地方公共団体の事務に関する調査の権限が広く認められている。

カ その他

上記の権限のほかに、同意権（地方自治法第162条、地方公務員法第9条の2第2項等）、請願受理権（地方自治法第124条、125条）、会議規則の制定権（地方自治法第120条）等がある。

## 2 市長の設置の根拠及び権限について

(1) 設置の根拠

地方自治法第139条第2項

（知事・市町村長）

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(2) 権限

ア 統括代表権（地方自治法第147条）

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。

イ 事務の管理及び執行権（地方自治法第148条）

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

ウ 担当事務（地方自治法第149条）

普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。

- 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

- 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 会計を監督すること。
- 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 証書及び公文書類を保管すること。
- 上記の外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

### 3 副市長の設置の根拠及び職務について

#### (1) 設置の根拠

地方自治法第161条

(副知事及び副市長村長の設置)

第161条 都道府県に副知事を、市町村に副市長村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

#### (2) 職務

副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。また、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、長の委任を受け、その事務を執行する。(地方自治法第167条)

### 4 教育長の設置の根拠及び職務について

#### (1) 設置の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第21条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条

(教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその氏名する委員がその職務を行う。

### (2) 職務

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条)



## 報告事項4 特別職の報酬及び給料関係条例について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

### 1 市議会議員の報酬関係条例について

武蔵村山市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

〔昭和31年9月28日〕  
〔条例第15号〕

(趣旨)

第1条 武蔵村山市議会議員の議員の報酬、費用弁償および期末手当の額並びにその支給方法等は、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 505,000円

副議長 月額 458,000円

常任委員長 月額 445,000円

議会運営委員長 月額 445,000円

議員 月額 435,000円

(議員報酬の支給)

第3条 議員報酬は、議長及び副議長にはその選挙された当月分から、常任委員長及び議会議員にはその職について当月分からそれぞれ日割計算により支給する。

第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

2 前項本文の場合において、同項に規定する者が死亡によりその職を離れた場合であつて、当該死亡した日が報酬の支給日以後であるときは、同項本文の規定にかかわらず、その当月分までの報酬を支給する。

3 議員報酬の支給日は、一般職の職員に支給する給料の支給日の例による。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため

旅行したときは、順路によりその費用の弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は市長相当額とする。

(期末手当)

第6条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(支給方法等)

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法等については、一般職の職員の例による。

## 2 市長、副市長及び教育長の給料関係条例について

武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例

〔昭和31年9月28日〕  
〔条例第18号〕

(趣旨)

第1条 武蔵村山市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与については、この条例の定めるところによる。

(給料)

第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

市長 月額 853,000円

副市長 月額 740,000円

教育長 月額 691,000円

(旅費)

第3条 市長等が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

3 旅行雑費は、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行（以下これらを「外国旅行」という。）について支給する。

4 第1項の規定による旅費の額は、別表及び次に掲げるものによるほか、一般職員の職員相当額とする。

(1) 鉄道賃 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、特別車両料金

(2) 船賃、旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃及び特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には特別船室料金

5 前項の規定にかかわらず、外国旅行について支給する旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）中指定職職員等の例による。

(期末手当)

第4条 市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間

の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

(支給方法等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、給料、旅費及び期末手当の支給方法等については、一般職の職員の例による。

別表 (第 3 条関係)

日当(1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
2,000 円	15,000 円を上限とする実費額	2,400 円

## 報告事項5 特別職の報酬及び給料の決定指針について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

地方公務員関係法令実務事典（地方公務員法研究会 編著、  
第一法規出版(株)）からの抜粋

### 特別職の報酬及び給料

〔平成31. 2 改訂〕

地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が(1)知事、副知事、常勤の監査委員等、常時勤務を要する常勤の職員であるならば給料を支給しなければならず（自治法第204条第1項）、(2)議会の議員、委員会の委員、投票立会人等、常時勤務することを要しない非常勤の職員であるならば報酬を支給しなければならない（自治法第203条第1項、第203条の2第1項）。

一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

#### 給与条例主義の適用

特別職の報酬及び給料は、一般職の職員の場合と同様に、その額及び支給方法は条例で定めなければならない。条例に基づかずにはいかなる給与も支給してはならない（自治法第203条第5項、第204条第3項、第204条の2）。

給与条例主義は、給与の額を条例上明確にすることにより、当該給与について住民の負担への合意を得ることである。

#### 特別職報酬等審議会の意義

特別職の報酬及び給料のうち、議員の報酬は議員自らが条例の議決をとおして自己の報酬を決定することができる点において特異性を持つ。自己決定の法則があるとしても、適正な額の決定がなされていれば、世論の批判を受けることもない。適正な額を決定するに際し、第三者機関の意見を聞く方法として特別職等報酬審議会がある。これは議会の議員の報酬の額

や、知事・市区町村長、副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について特別職等報酬審議会の意見を聞かなければならないとするものである。

審議会の委員の選任に当つては住民の意向を公正に反映させるため、①一定の意見に偏ることのないようにし、②給与改定の額及び実施時期について諮問し、③審議会への提出資料は類似団体の状況、当該団体の改定状況等を提示し、④審議会の運営には必要に応じて公聴会を開催する等留意し、⑤その答申の内容は尊重すべきである。

#### 報酬請求権の放棄

公職選挙法の改正（昭50.7.15）により、知事・市区町村長、議会の議員が報酬等の請求権を放棄することは、条例の改正による減額措置によらなければ公職選挙法第199条の2の規定に違反する。公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（現に公職にある者を含む。）以外のもの（副知事等）が報酬等の請求権を放棄したとしても、それは公職選挙法第199条の2の規定の関知するところではない。

#### ○常勤の特別職

常勤の特別職の職員に支給すべき給与の種類は、自治法第204条において一般職の職員の給与の種類と一緒に規定されているが、特別職の給料の性格から、地域手当、期末手当、寒冷地手当、通勤手当及び退職手当以外の手当を支給することは適当でないと解されている。

#### 教育長の身分

教育長は、平成26年度まで、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年4月から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職として特別職の身分のみを有することとなった。

## 報告事項6 特別職の報酬及び給料の改定状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 市議会議員の報酬の改定状況について

区分	改定前	改定後	改定額	改定率	実施時期	影響額	
平成5年度	議長	481,000円	493,000円	12,000円	2.49%	H6.4.1	4,094,280円
	副議長	436,000	447,000	11,000	2.52		
	常任・議運 委員長	425,000	435,000	10,000	2.35		
	議員	415,000	425,000	10,000	2.41		
平成7年度	議長	493,000円	505,000円	12,000円	2.43%	H8.4.1	4,067,520円
	副議長	447,000	458,000	11,000	2.46		
	常任・議運 委員長	435,000	445,000	10,000	2.30		
	議員	425,000	435,000	10,000	2.35		

#### 2 市長、副市長、教育長の給料の改定状況について

区分	改定前	改定後	改定額	改定率	実施時期	影響額	
平成5年度	市長	813,000円	833,000円	20,000円	2.46%	H6.4.1	1,266,840円
	副市長	706,000	723,000	17,000	2.41		
	教育長	659,000	675,000	16,000	2.43		
平成7年度	市長	833,000円	853,000円	20,000円	2.40%	H8.4.1	1,258,560円
	副市長	723,000	740,000	17,000	2.35		
	教育長	675,000	691,000	16,000	2.37		

平成11年度、平成19年度において、同審議会にて改定の答申をしたが、社会情勢や政治的配慮から議会への提案を見送った。

## 議題2 会議の公開の可否について

---

### 1 会議の公開の可否について

武蔵村山市附属期間等の会議及び会議録の公開に関する指針第3条の規定に基づき、次のとおり決定する

特別職報酬等審議会の会議については、\_\_\_\_\_とすることに決する。

- 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針抜粋

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。



## 議題3 会議公開運営要領の制定について

---

### 1 会議公開運営要領の制定について

特別職報酬等審議会の会議の公開に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。)第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市特別職報酬等審議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 議題4 会議日程について

武蔵村山市特別職報酬等審議会の会議日程について、下記のとおり協議します。

記

回数	開催日	開催時間	開催場所
第1回	令和7年7月30日(水)	午後6時00分	401大集会室
第2回	令和7年 月 日( )	午 時 分	
第3回	令和7年 月 日( )	午 時 分	

(参考) 平成19年度の開催日程

回数	開催日	内 容
第1回	平成19年10月4日	委嘱、会長の互選及び職務代理者の指定、会議日程、諮問事項の検討等
第2回	平成19年10月31日	会議の公開の可否について、 諮問事項の検討等
第3回	平成19年11月13日	諮問事項の検討等
第4回	平成19年11月21日	諮問事項のまとめ
第5回	平成20年1月11日	答申

## 議題5 諮問事項の検討について

---

諮問事項について、下記のとおり検討する。

記

### 1 諮問事項の確認

- (1) 武蔵村山市議会議員の報酬の額について
- (2) 武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額について

### 2 検討資料

別紙「武蔵村山市特別職報酬等審議会資料」のとおり

## 議題6 その他

---